

定 款

コーユーレンティア株式会社

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、コーユーレンティア株式会社と称し、英文では
K o y o u R e n t i a C o., L t d. と表記する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. F F & E (家具・什器・備品) 等のレンタル業
2. 物品等の販売業
3. 物品等の製造業
4. 物品等の製造加工業及びこれらの請負業
5. 再生可能エネルギーによる電力の発電及び販売
6. 物品等の輸出入業
7. 物品等の修理業
8. 経営管理業務及びコーポレート業務の受託
9. 不動産賃貸及び管理
10. 宅地建物取引業
11. 建築工事、設備工事及び電気工事
12. 建築工事の企画、設計、施工及び監理
13. 建築室内装飾及び家具の設計、施工及び監理
14. 建物の調査、診断及びメンテナンス
15. 建設経営コンサルタント
16. 商業施設、文化施設、及び環境施設の企画、設計、施工及び監理
17. 内装工事業
18. 催事、会議等の企画、運営及び会場設営
19. 商業デザインの企画、設計及び制作
20. 宣伝、広告の企画、制作及び印刷物のデザイン

- 2 1. 広告代理業
- 2 2. 貨物自動車運送業
- 2 3. 貨物利用運送業
- 2 4. 倉庫業
- 2 5. コンピューターネットワーク、クラウド、通信システムの企画、開発、工事、保守及び管理運営
- 2 6. コンピューターソフトウェア開発、販売、保守及び管理運営
- 2 7. 無人航空機の操作・操縦及び附随する教育サービス全般
- 2 8. コンテンツ製作、配信及び管理全般
- 2 9. I T 関連の教育の企画及び実施
- 3 0. 電子商取引の企画及び開発
- 3 1. 古物の売買業
- 3 2. 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業者の紹介業
- 3 3. 労働者派遣事業
- 3 4. 各種業務に係る請負
- 3 5. 前各号に付帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法とする。

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は3 6 0 0万株とする。

第 7 条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は 100 株とする。

第 9 条 (単元未満株についての権利)

当会社の単元未満株を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 11 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 2 章 株 主 総 会

第 12 条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合には、隨時これを招

集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第18条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことがで

きる。

第 3 章 取締役及び取締役会

第 19 条 (取締役の員数)

当会社の取締役は 3 名以上 7 名以内とする。

第 20 条 (取締役の選任方法)

取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第 21 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の終了する時までとする。

第 22 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって会社を代表すべき取締役若干名を選定する。

2 代表取締役が 1 名の場合、その者を社長とする。代表取締役が複数の場合、取締役会はその決議によって、そのうち 1 名を社長に選定する。

3 当会社には、会長及び副会長各 1 名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

第 23 条 (業務執行)

社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

第 24 条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令により別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び各監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第26条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第27条（取締役会決議の省略）

前条にかかわらず、当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該議案について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び各監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第29条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、そ

の責任を免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役会規程）

取締役会に関する規程は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第4章 監査役及び監査役会

第32条（監査役の員数）

当会社の監査役は3名以上5名以内とする。

第33条（監査役の選任方法）

監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第36条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第37条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第38条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第39条（監査役会規程）

監査役会に関する規程は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第41条（監査役の責任免除）

当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 会計監査人

第42条 (選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第43条 (任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないとときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第44条 (会計監査人の責任免除)

当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

第45条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第46条 (剰余金の配当等)

当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

2 前項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第47条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第48条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合の配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 前項の配当金については利息を付けないものとする。

以上

2009年7月30日 一部変更
2010年9月24日 一部変更
2013年7月16日 一部変更
2013年11月7日 一部変更
2015年5月28日 一部変更
2015年9月4日 一部変更
2016年2月26日 一部変更
2017年5月8日 一部変更
2017年9月1日 一部変更
2018年4月1日 一部変更
2018年10月1日 一部変更
2019年4月1日 一部変更
2019年6月18日 一部変更
2019年6月19日 一部変更
2022年3月30日 一部変更
2022年9月1日 一部変更
2023年3月2日 附則削除
2025年1月1日 一部変更